

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
について

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「地域手当」を「扶養手当、地域手当、住居手当」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に改め、同条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の 2 第 1 号中「同居していた配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第 10 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 16 条中「、第 4 条の 3」を削る。

第 16 条の 2 第 1 項中「、第 4 条、第 4 条の 3」を削り、同条第 2 項中「「及び第 10 条の 2」とあるのは、」を「第 3 条の 2」とあるのは「第 3 条の 2、第 4 条、第

4条の3」と、「及び第10条の2」とあるのは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定の適用については、同条第1項中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が同表に定める職務の級の7級以上に相当するものである職員として管理者が定める職員に対しては」
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしな
とする。
いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

(提出理由)

一般職の給与改定の実施に伴い、交通事業の企業職員の給与の種類及び基準の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。